

標準旅行業約款 (手配旅行契約等)

平成 年 月 日 国土交通大臣認可

第1章 総則

(適用範囲)

第1条 当社は旅行者との間で締結する手配旅行契約は、この約款の定めるところにより、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によります。

2 当法が法令に反せず、かつ、旅行者の不利にならない範囲で書面により特約を結んだときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先します。

(用語の定義)

第2条 この約款で「手配旅行契約」とは、当社が旅行者の委託により、旅行者のために代理、媒介又は取次をする等により旅行者が運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます。）の提供を受けることができるように、手配することを引き受ける契約をいいます。

この約款で「国内旅行」とは、本邦内のみを旅行をい、「海外旅行」とは、国内旅行以外の旅行をいいます。

第3条 この約款で「旅行代金」とは、当社が旅行サービスを手配するために、運賃、宿泊料その他の運送・宿泊機関等に対して支払う費用及び当社所定の旅行業務取扱料（変更手数料金及び取消手数料金を除きます。）をいいます。

4 この中で「提供契約」とは、当社が提供するクレジットカード会社（以下「提供会社」といいます。）のカード会員とて電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による申込みを受け、当社が旅行者に対して有する手配旅行契約に基づき旅行者に旅行サービスを提供する契約であり、提供会社が旅行者に対して有する手配旅行契約に基づき旅行者に旅行サービスを提供する契約をいいます。

5 この中で「電子承諾通知」とは、契約の申込みに対する承諾の通知であって、情報通信の技術を利用しての方法のうち当社が使用する電子計算機、ファクシミリ装置、テレメッセージ又は電話機（以下「電子計算機」といいます。）と旅行者が使用する電子計算機等とを接続する電気通信回線を通じて送信する方法により行われるものをいいます。

6 この約款で「カード利用日」とは、旅行者又は当社が手配旅行契約に基づき旅行代金の支払又は払戻債務を履行すべき日をいいます。

(手配義務の終了)

第3条 当社が善良な管理者の注意をもって旅行者サービスの手配をしたときは、手配旅行契約に基づく当社の義務の履行は終了します。したがって、演員、休業、条件不適合等の事由により、運送・宿泊機関等との間で旅行サービスの提供を受ける契約を締結できなかった場合であっても、当社がその義務を果たしたときは、旅行者は、当社に対し、当社所定の旅行業務取扱料金（以下「取扱料金」といいます。）を支払う必要はありません。提供契約を締結した場合には、カード利用日を、当社が運送・宿泊機関等との間で旅行サービスの提供を受ける契約を締結できなかった旨、旅行者に通知したとします。

(手配代行者)

第4条 当社は、手配旅行契約の履行に当たって、手配の全部又は一部を本邦内又は本邦外の他の旅行業者、手配業者として行うその他の補助者に行わせることがあります。

第2章 契約の成立

(契約の申込み)

第5条 当社が旅行者の申し込みを承諾し、前項の規定にかかわらず、書面に所定の事項を記入の上、当社が別に定める金額の申込金とともに、当社に提出しなければなりません。

2 当社と提供契約を締結しようとする旅行者は、前項の規定にかかわらず、会員番号及び依頼しようとする旅行サービスの内容を当社に通知しなければなりません。

第1項の申込金は、旅行代金、取送料その他の旅行者が当社に支払うべき金額の一部として取り扱います。

(契約締結の特則)

第6条 当社は、次に掲げる場合において、手配旅行契約の締結に応じないことがあります。

- ① 当社の業務上の都合があるとき。
- ② 通信契約を締結しようとする場合であって、旅行者の所有するクレジットカードが有効である等、旅行者が旅行代金等に係る債務の一部又は全部を提供会社のカード会員規約に従って決済できないとき。

(契約の成立時期)

第7条 手配旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、第5条第1項の申込金を受理した時に成立するものとします。

2 通信契約は、前項の規定にかかわらず、当社が第5条第2項の申込みを承諾する旨の通知を発した時に成立するものとします。ただし、当該契約において電子承諾通知を発する場合は、当該通知が旅行者の手配した時に成立するものとします。

(契約成立の特則)

第8条 当社は、第5条第1項の規定にかかわらず、書面による特約をもって、申込金の支払いを受けることなく、契約の締結の承諾のみにより手配旅行契約を成立させることがあります。

前項の場合において、手配旅行契約の成立時期は、前項の範囲において明らかにします。

(乗務員及び宿泊等の特則)

第9条 当社は、第5条第1項及び前条第1項の規定にかかわらず、運送サービス又は宿泊サービスの手配のみを目的とする手配旅行契約であって旅行代金と引換えに当該旅行サービスの提供を受ける権利を明示した書面で行うものについては、口頭による申込みを受け付けることがあります。

前項の場合において、手配旅行契約は、当社が契約の締結を承諾した時に成立するものとします。

(契約書面)

第10条 当社は、手配旅行契約の成立後遅やかに、旅行者に、旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金の他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面（以下「契約書面」といいます。）を交付します。ただし、当社が手配するすべての旅行サービスについて乗務員、宿泊その他の旅行サービスの提供を受ける権利を明示した書面を交付するときは、当該契約書面を交付しないことがあります。

前項本文の契約書面を交付した場合において、当社が手配旅行契約により手配する義務を負う旅行サービスの範囲を、当該契約書面に記載することを確認します。

(情報通信の技術を利用する方法)

第11条 当社は、あらかじめ旅行者の承諾を得て、手配旅行契約を締結しようとするに旅行者に交付する旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金の他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面又は契約書面の交付に代えて、情報通信の技術を利用して当社が契約書面に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」といいます。）を提供したときは、旅行者が使用する通信機器に送られたファイルに記載事項が記録されたことを確認します。

前項の場合において、旅行者の使用に係る通信機器に記載事項を記録するためのファイルが備えられているときは、当該使用に係る通信機器に送られたファイル（専ら当該旅行者のために供するものに限ります。）に記載事項を記録し、旅行者が記載事項を閲覧したことを確認します。

第3章 契約の変更及び解除

(契約内容の変更)

第12条 旅行者は、当社に対し、旅行日程、旅行サービスの内容その他の手配旅行契約の内容を変更するよう求めることができます。この場合において、当社は、可能な限り旅行者の求めに応じます。

前項の旅行者の求めにより手配旅行契約の内容を変更する場合、旅行者は、既に完了した手配を解除する前運送・宿泊機関等に支払うべき取送料その他の手配の変更に関する費用を負担するほか、当社に対し、当社所定の取送料金を支払うなければなりません。また、当該手配旅行契約の内容の変更によって生ずる旅行代金の増加又は減少は旅行者に帰属するものとします。

(旅行者による任意解除)

第13条 旅行者は、いつでも手配旅行契約の全部又は一部を解除することができます。

前項の規定に基づいて手配旅行契約が解除されたときは、旅行者は、既に旅行者が提供を受けた旅行サービスの対価として、又はまだ提供を受けていない旅行サービスに係る取送料、予約料その他の運送・宿泊機関等に対して既に支払い、又はこれから支払うべき費用を負担するほか、当社に対し、当社所定の取消手数料金及び当社が定める取扱料金を支払うなければなりません。

(旅行者の責任を負うべき事由による解除)

第14条 当社は、次に掲げる場合において、手配旅行契約を解除することができます。

- ① 旅行者が所定の期日までに旅行代金を支払わないとき。
- ② 通信契約を締結した場あいて、旅行者の所有するクレジットカードが有効な等、旅行者の旅行代金等に係る債務の一部又は全部を提供会社のカード会員規約に従って決済できなかったとき。

前項の規定に基づいて手配旅行契約が解除されたときは、旅行者は、いまだ提供を受けていない旅行サービスに係る取送料、予約料その他の運送・宿泊機関等に対して既に支払い、又はこれから支払うべき費用を負担するほか、当社に対し、当社所定の取消手数料金及び当社が定める取扱料金を支払うなければなりません。

(当社の責任を負うべき事由による解除)

第15条 旅行者は、当社の責任に帰すべき事由により旅行者サービスの手配が不可能になったときは、

(手配旅行契約の解除)

手配旅行契約を解除することができます。

前項の規定に基づいて手配旅行契約が解除されたときは、当社は、旅行者が既にその提供を受けた旅行サービスの対価として、運送・宿泊機関等に対して既に支払い、又はこれから支払うべき費用を負担するほか、当社に対し、当社所定の取消手数料金及び当社が定める取扱料金を支払うなければなりません。

(手配代行者の責任)

第16条 旅行者は、旅行開始前の当社が定める期間までに、当社に対し、旅行代金を支払うなければなりません。

2 通信契約を締結したときは、当社は、提供会社のカードより所定の伝票への旅行者の署名などにより旅行代金の支払いを受けます。この場合において、カード利用日は、当社が確定した旅行サービスの内容を手配した日とします。

3 当社は、旅行開始前において、運送・宿泊機関等の運賃の改訂、発着場所の変更その他の事由により旅行代金の変動を生じた場合は、当該旅行代金を変更することができます。

4 前項の場合において、旅行代金の増加又は減少は、旅行者に帰属するものとします。

5 当社は、旅行者と通信契約を締結した場合であって、第3条又は第4条の規定により旅行者が負担すべき費用等が生じたときは、当社は、提供会社のカードより所定の伝票への旅行者の署名などにより当該費用等の支払いを受けます。この場合において、カード利用日は旅行者が当社に支払った費用等の額又は旅行者が既に支払った額を、当社が旅行者に通知したとします。ただし、第14条第1項第2号の規定により当社が手配旅行契約を解除した場合は、旅行者は、当該定められた期日までに、当社が定める支払方法により、旅行者が当社に支払うべき費用等を支払うなければなりません。

(旅行代金の精算)

第17条 当社は、当社が旅行サービスを手配するために、運送・宿泊機関等に対して支払った費用で旅行者の負担に帰すべきもの及び取扱料金（以下「精算旅行代金」といいます。）と旅行代金とを比較して超過した金額とが合算した場合において、旅行者は、当社に対し、その差額を払い戻すものとします。

精算旅行代金を旅行者に支払ったとき、旅行者は、当社に対し、その差額を払い戻すものとします。

4 前項の規定にかかわらず、旅行者の使用に係る通信機器に記載事項を記録するためのファイルが備えられていないときは、当該使用に係る通信機器に送られたファイル（専ら当該旅行者のために供するものに限ります。）に記載事項を利用した旅行者が記載事項を閲覧したことを確認します。

(守秘義務)

第5条 当社は、受託業務を行うに当たって知り得た情報を他に漏らすことのないよういたします。

(旅行者の義務)

第6条 旅行者は、当社が定める期日までに、渡航手続代料金を支払うなければなりません。

2 旅行者は、当社が定める期日までに、受託業務に必要な書類、資料その他の物（以下「渡航手続書類等」といいます。）を当社に提出しなければなりません。

3 当社が、受託業務を行うに当たって、本邦の官公署、在日外国公館その他の者、手続料、査証料、委託料その他の料金（以下「査証料等」といいます。）を支払うなければならず、旅行者は、当社が定める期日までに当社に対して当該査証料等を支払うなければなりません。

4 受託業務を行うに当たって、郵送費、交通費その他の費用を生じたときは、旅行者は、当社が定める期日までに当社に対して当該費用を支払うなければなりません。

(契約の解除)

第7条 旅行者は、いつでも渡航手続代料金の全部又は一部を解除することができます。

2 当社は、次に掲げる場合において、渡航手続代料金を解除することができます。

① 旅行者が、所定の期日までに渡航手続書類等を提出しないとき。

② 当社が、旅行者から提出された渡航手続書類等に不備があると認めたとき。

③ 旅行者が、渡航手続代料金、査証料等又は前条第4項の費用を所定の期日までに支払わないとき。

④ 第3条第1号の旅行業務を引受けたい場合は、旅行者が、当社に責を負うべき事由により、取消、変更又は再入国許可（以下「旅券等」といいます。）を取得できないおそれが極めて大きいと認めるとき。

3 前2項の規定に基づいて渡航手続代料金を解除されたときは、旅行者は、既に支払った査証料等及び前条第4項の費用を負担するほか、当社に対し、当社が既に行った受託業務に係る渡航手続代料金を支払うなければなりません。

(当社の責任)

第8条 当社は、渡航手続代料金の履行に当たって、当社が故意又は過失により旅行者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責任に任じます。ただし、損害発生の日から起算して6月以内に当社に対して通知があったときはに限りします。

2 当社は、渡航手続代料金の履行により、実際に旅行者が旅券等を得ることができること及び関係への出入国が許可されることを保証するものではありません。したがって、当社及び関係への出入国が許可されなかったとしても、旅行者は損害賠償を受けることができず、又は関係への出入国が許可されなかったとしても、当社はその責任を負うものではありません。

(渡航手続料)

第22条 当社は、渡航手続料金を旅行者から徴収するに当たっては、可能な限りこれに応じます。

前項の要項によって生じた旅行代金の増加又は減少及び当該増加に要する費用は、旅行者に帰属するものとします。

(旅券サービス)

第22条 当社は、旅行者からの求めにより、団体・グループに添乗員を同行させ、添乗サービスを提供することがあります。

2 添乗員が行う添乗サービスの内容は、原則として、あらかじめ定められた旅行日程上、団体・グループ行動を行うに必要業務とします。

3 添乗員が添乗サービスを提供する時間帯は、原則として、8時から20時までとします。

4 当社の添乗サービスを提供するときは、契約責任者は、当社に対し、所定の添乗サービスを支払うなければなりません。

第6章 責任

(当社の責任)

第23条 当社は、手配旅行契約の履行に当たって、当社又は当社が第4条の規定に基づいて手配させたときは（以下「手配代行者」といいます。）が故意又は過失により旅行者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責任に任じます。ただし、損害発生の日から起算して2年以内当該旅行者に対して通知があったときには限りします。

2 旅行者が天災地災、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社又は当社の手配代行者の関与を伴わない事由により損害を受けたときは、当社は、前項の損害を除く、その損害を賠償する責任を負うものではありません。

3 当社は、手配費用として生じた第1項の損害については、同項の規定にかかわらず、損害発生の日より起算して、国内旅行については14日以内に、海外旅行については21日以内に当社に対して通知があったときに限り、旅行者1名につき15万円を限度（当社に故意又は重大な過失がある場合を除く。）として賠償します。

(旅行者の責任)

第4条 旅行者の故意又は過失により旅行者が損害を受けたときは、当該旅行者は、損害を賠償しなければなりません。

2 旅行者は、手配旅行契約を締結するに際しては、当社から提供された情報を用いて、旅行者の権利義務その他の手配旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。

3 旅行者は、旅行開始前において、契約書面に記載された旅行サービス内容に同意するが、一方が契約書面と異なる旅行サービスが提供されたことを認識したときは、旅行開始前においてその旨を当社、当社の手配代行者又は当該旅行サービス提供者に申し出なければなりません。

第7章 弁済業務保証金

第25条 当社は、社団法人全国旅行業協会（東京都港区虎ノ門4丁目1番20号中山ビル）の保証社員となっております。

2 当社と手配旅行契約を締結した旅行者又は構成者は、その取引によって生じた債権に関し、前項の社団法人全国旅行業協会が提供している弁済業務保証金から円に請求するまで弁済を受けることができます。

3 当社は、旅行業務法第22条の10第1項の規定に基づき、社団法人全国旅行業協会に弁済業務保証金分担金を納付しては、同法第17条第1項に基づく営業保証金は供託していません。

(苦情の申出)

旅行者は、当社との旅行業務に関する苦情について、当事者間で解決できなかった場合は、下記の電話番号、その解決について助力を求めたもの申出を受けることができます。

名称	社団法人 全国旅行業協会	記	支部
所在地			

標準旅行業約款 (渡航手続代行契約)

(適用範囲)

第1条 当社が旅行者との間で締結する渡航手続代行契約は、この約款の定めるところにより、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によります。

2 当法が法令に反せず、かつ、旅行者の不利にならない範囲で書面により特約を結んだときは、

標準旅行業約款 (旅行相談契約)

(適用範囲)

第1条 当社が旅行者との間で締結する旅行相談契約は、この約款の定めるところにより、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によります。

2 当法が法令に反せず、かつ、旅行者の不利にならない範囲で書面により特約を結んだときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先します。

(旅行相談契約の定義)

第2条 この約款で「旅行相談契約」とは、当社が相談に対する旅行業務取扱料金（以下「相談料」といいます。）を受受することを通じて、旅行者の委託により、次に掲げる業務を行うことを引き受ける契約をいいます。

- ① 旅行者の旅行計画の作成
- ② 旅行者に必要な経費の算出
- ③ 旅行日程及び運送・宿泊機関等に関する情報提供
- ④ その他旅行者に必要な助言及び情報提供

(契約の成立)

第3条 当社が旅行相談契約を締結しようとする旅行者は、所定の事項を記入した申込書を当社に提出しなければなりません。

2 旅行相談契約は、当社が契約の締結を承諾し、前項の申込書を受け受理した時に成立するものとします。

3 当社は、前2項の規定にかかわらず、申込書の提出を受けることなく電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段により旅行相談契約の申込みを受け付けることがあります。この場合において、旅行相談契約は、当社が契約の締結を承諾した時に成立するものとします。

4 当社は、業務上の都合があるとき又は旅行者の相談内容が公序良俗に反し、著しく旅行開始において旅行者の利益に違反するおそれがあるものであるときは、旅行相談契約の締結に応じないことがあります。

(相談料)

第4条 当社が第2条に掲げる業務を行ったときは、旅行者は、当社に対し、当社が定める期日までに、当社が所定の相談料を支払うなければなりません。

(当社の責任)

第5条 当社は、旅行相談契約の履行に当たって、当社が故意又は過失により旅行者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責任に任じます。ただし、損害発生の日から起算して6月以内に当社に対して通知があったときはに限りします。

2 当社は、当社が作成した旅行の計画に記載した運送・宿泊機関等について、実際に手配可能であることが保証されません。したがって、演員等の事由により、運送・宿泊機関等との間で当該機関が提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービスの提供を受ける契約を締結できなかったとしても、当社はその責任を負うものではありません。

社団法人・全国旅行業協会 保証社員

徳島県日登録旅行業第2-35号

西日本旅行株式会社

徳島市東船場町2丁目41
TEL088-622-6022 FAX088-622-6089